

香川県報



号外 3

平成 17 年

10月28日(金曜日)

公 告

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

指定管理者の募集（四件）	（みどり整備課）	一
指定管理者の募集	（子育て支援課）	五
指定管理者の募集	（にぎわい創出課）	六
指定管理者の募集	（土地改良課）	八
指定管理者の募集	（都市計画課）	九
指定管理者の募集	（住宅課）	一〇

公 告

香川県公告第六百六号

香川県野営場条例（昭和四十二年香川県条例第二号）第五条第一項に規定する指定管理者を次のとおり募集する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 対象施設

1 名称

県民いこいの森野営場（以下「野営場」という。）

2 所在地

香川県高松市塩江町上西字小出川甲二三三六番地十四他

二 管理の基準

1 関係法令及び条例等を遵守し、適正に野営場の運営を行うこと。

- 2 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- 3 業務を一括して第三者へ委託しないこと。
- 4 業務に関連して取得した個人情報を適切に取り扱うこと。
- 5 業務に関連して知り得た秘密を守ること。
- 6 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。
- 7 文書の管理・保存を適切に行うこと。
- 8 野営地や大滝大川県立自然公園センター等の利用時間及び休館日を変更する場合には、あらかじめ知事の承認を受け、適切に管理業務を行うこと。

三 業務の内容

- 1 野営場の施設の維持管理に関する業務
- 2 野営場の施設の運営に関する業務
- 3 野営場の使用に係る利用料金の收受業務
- 4 利用促進等に関する業務
- 5 その他野営場の管理運営に必要な業務

四 指定予定期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで（五年間）

五 申請資格等

法人その他の団体であることその他の募集要項に記載した申請資格及び申請条件を満たすこととする。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

六 申請方法

- 1 提出書類
指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。
- 2 申請書類の受付期間 平成十七年十二月五日（月曜日）から同月九日（金曜日）までの午前九時から午後五時までとする。
なお、郵送等の場合は、平成十七年十二月九日（金曜日）午後五時必着とする。
- 3 提出先及び問い合わせ先 郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県環境森林部みどり整備課（県庁東館三階） 自然公園グループ

電話番号 〇八七 八三二 三二一四 FAX 〇八七 八六一 五三〇二
七 その他

1 募集要項の配布等

六の3及びその出先である 郵便番号 七六一 四二二一 香川県小豆郡土庄町測
崎甲二〇七九番地五 香川県小豆総合事務所(森林整備室) 郵便番号 七六一
〇四四六 香川県高松市東植田町二二〇番地三 香川県東部林業事務所 郵便番
号 七六六 〇〇二一 香川県仲多度郡満濃町四条一九二番地一 香川県西部林業
事務所で、平成十七年十月二十八日(金曜日)から同年十二月九日(金曜日)まで(香
川県の休日を含め)の午前九時から午後五時まで配布する。

なお、郵送を希望する場合には、六の3の場所あてに十二月九日(金曜日)午後5
時必着で、表に「県民いこいの森野営場指定管理者募集要項請求」と朱書きし、返信
用封筒(定形外角型二号A四判用、あて先明記、切手二百四十円貼付)を同封の上、
請求すること。また、香川県ホームページ(<http://www.pref.kagawa.jp/jinji/shitei/>)
からも入手することができる。

2 現地説明会の日時及び場所

平成十七年十一月九日(水曜日) 午後一時三十分 大滝大川県立自然公園センタ

1 研修室

3 指定管理者の指定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者選定委員会による一次審査
(書類)及び二次審査(プレゼンテーション)を実施し、指定管理者の候補者を選定
した後、香川県議会の議決を経て指定する。

4 その他 詳細は、募集要項による。

香川県公告第六百七号

香川県森林公園条例(昭和五十三年香川県条例第二号)第三条第一項に規定する指定管
理者を次のとおり募集する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 対象施設

1 名称

香川県公測森林公園(以下「公測森林公園」という。)

2 所在地

香川県高松市東植田町
香川県木田郡三木町

二 管理の基準

1 関係法令及び条例等を遵守し、適正に公測森林公園の運営を行うこと。

2 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

3 業務を一括して第三者へ委託しないこと。

4 業務に関連して取得した個人情報等を適切に取り扱うこと。

5 業務に関連して知り得た秘密を守ること。

6 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。

7 文書の管理・保存を適切に行うこと。

8 公測森林公園等の利用時間及び休館日を変更する場合には、あらかじめ知事の
承認を受け、適切に管理業務を行うこと。

三 業務の内容

1 公測森林公園の施設の維持管理に関する業務

2 公測森林公園の施設の運営に関する業務

3 公測森林公園の利用促進等に関する業務

4 その他公測森林公園の管理運営に必要な業務

四 指定予定期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで(五年間)

五 申請資格等

法人その他の団体であることその他の募集要項に記載した申請資格及び申請条件を満
たすこととする。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

六 申請方法

1 提出書類

指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。
詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

2 申請書類の受付期間 平成十七年十二月五日（月曜日）から同月九日（金曜日）までの午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送等の場合は、平成十七年十二月九日（金曜日）午後五時必着とする。

3 提出先及び問い合わせ先 郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県環境森林部みどり整備課（県庁東館三階） 総務・指導グループ
電話番号 〇八七 八三二 三四五四 FAX 〇八七 八六一 五三〇二
電話番号 〇八七 八三二 三四五四 FAX 〇八七 八六一 五三〇二

七 その他

1 募集要項の配布等

六の3及びその出先である 郵便番号 七六一 四二二 香川県小豆郡土庄町刈崎甲二〇七九番地五 香川県小豆総合事務所（森林整備室） 郵便番号 七六一 〇四四六 香川県高松市東植田町二二〇番地三 香川県東部林業事務所 郵便番号 七六六 〇〇二一 香川県仲多度郡満濃町四条一九二番地一 香川県西部林業事務所

事務所で、平成十七年十月二十八日（金曜日）から同年十二月九日（金曜日）まで（香川県の休日を含める）の午前九時から午後五時まで配布する。
なお、郵送を希望する場合には、六の3の場所あてに十二月九日（金曜日）午後五時必着で、表に「香川県公測森林公園指定管理者募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（定形外角型二号A四判用、あて先明記、切手二百四十円貼付）を同封の上、請求すること。また、香川県ホームページ（<http://www.pref.kagawa.jp/jinji/shitei/>）からも入手することができる。

2 現地説明会の日時及び場所
平成十七年十一月九日（水曜日） 午前十時三十分 香川県東部林業事務所研修室

3 指定管理者の指定方法
申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者選定委員会による一次審査（書類）及び二次審査（プレゼンテーション）を実施し、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

4 その他 詳細は、募集要項による。

香川県公告第六八号

香川県森林公園条例（昭和五十三年香川県条例第二号）第三条第一項に規定する指定管理者を次のとおり募集する。
平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 対象施設

1 名称

ドングリランド（以下「ランド」という。）

2 所在地

香川県高松市西植田町地内

二 管理の基準

1 関係法令及び条例等を遵守し、適正にランドの運営を行うこと。

2 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

3 業務を一括して第三者へ委託しないこと。

4 業務に関連して取得した個人情報等を適切に取り扱うこと。

5 業務に関連して知り得た秘密を守ること。

6 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。

7 文書の管理・保存を適切に行うこと。

8 ドングリランドピジターセンターの利用時間及び休館日を変更する場合には、あらかじめ知事の承認を受け、適切に管理業務を行うこと。

三 業務の内容

1 ランドの施設の維持管理に関する業務

2 ランドの施設の運営に関する業務

3 利用促進等に関する業務

4 その他ランドの管理運営に必要な業務

四 指定予定期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで（五年間）

五 申請資格等

法人その他の団体であることその他の募集要項に記載した申請資格及び申請条件を満たすこととする。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

六 申請方法

1 提出書類

指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。

詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

2 申請書類の受付期間 平成十七年十二月五日(月曜日)から同月九日(金曜日)までの午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送等の場合は、平成十七年十二月九日(金曜日)午後五時必着とする。

3 提出先及び問い合わせ先 郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県環境森林部みどり整備課(県庁東館三階) 森づくり・緑化グループ 電話番号 〇八七 八三二 三四六一(ダイヤルイン) FAX 〇八七 六一 五三〇二

七 その他

1 募集要項の配布等

六の3及びその出先である 郵便番号 七六一 四二二二 香川県小豆郡土庄町測

崎甲二〇七九番地五 香川県小豆総合事務所(森林整備室) 郵便番号 七六一

〇四四六 香川県高松市東植田二二〇番地三 香川県東部林業事務所 郵便番

号 七六六 〇〇二二 香川県仲多度郡満濃町四条一一九二番地一 香川県西部林業

事務所で、平成十七年十月二十八日(金曜日)から同年十二月九日(金曜日)まで(

香川県の休日を含め)平成元年香川県条例第一号)第一条第一項各号に規定する県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで配布する。

なお、郵送を希望する場合には、六の3の場所あてに十二月九日(金曜日)午後五時必着で、表に「ドングリランド指定管理者募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒(定形外角型二号A四判用、あて先明記、切手三百九十円貼付)を同封の上、請求すること。また、香川県ホームページ(<http://www.pref.kagawa.jp/jinji/shitei/>)から入手することができる。

2 現地説明会の日時及び場所

平成十七年十一月八日(火曜日) 午前十時 ドングリランドビジターセンター

3 指定管理者の指定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者選定委員会による一次審査(書類)及び二次審査(プレゼンテーション)を実施し、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

4 その他 詳細は、募集要項による。

香川県公告第六百九号

香川県森林公園条例(昭和五十三年香川県条例第二号)第三条第一項に規定する指定管理者を次のとおり募集する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 対象施設

1 名称

香川県満濃池森林公園(以下「満濃池森林公園」という。)

2 所在地

香川県仲多度郡満濃町

香川県仲多度郡仲南町

二 管理の基準

1 関係法令及び条例等を遵守し、適正に満濃池森林公園の運営を行うこと。

2 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

3 業務を一括して第三者へ委託しないこと。

4 業務に関連して取得した個人情報等を適切に取り扱うこと。

5 業務に関連して知り得た秘密を守ること。

6 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。

7 文書の管理・保存を適切に行うこと。

8 森林の館等の利用時間及び休館日を変更する場合には、あらかじめ知事の承認を受け、適切に管理業務を行うこと。

三 業務の内容

- 1 満濃池森林公園の施設の維持管理に関する業務
- 2 満濃池森林公園の施設の運営に関する業務
- 3 満濃池森林公園の利用促進等に関する業務
- 4 その他満濃池森林公園の管理運営に必要な業務

四 指定予定期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで（五年間）

五 申請資格等

法人その他の団体であることその他の募集要項に記載した申請資格及び申請条件を満たすこととする。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

六 申請方法

1 提出書類

指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

2 申請書類の受付期間 平成十七年十二月五日（月曜日）から同月九日（金曜日）までの午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送等の場合は、平成十七年十二月九日（金曜日）午後五時必着とする。

3 提出先及び問い合わせ先 郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県環境森林部みどり整備課（県庁東館三階） 総務・指導グループ

電話番号 〇八七 八三二 三四五四 FAX 〇八七 八六一 五三〇二

七 その他

1 募集要項の配布等

六の3及びその出先である 郵便番号 七六一 四二二二 香川県小豆郡土庄町測

崎甲二〇七九番地五 香川県小豆総合事務所（森林整備室） 郵便番号 七六一

〇四四六 香川県高松市東植田町二二〇番地三 香川県東部林業事務所 郵便番

号 七六六 〇〇二一 香川県仲多度郡満濃町四条一一九二番地一 香川県西部林業

事務所で、平成十七年十月二十八日（金曜日）から同年十二月九日（金曜日）まで（

香川県の休日）を定める条例（平成元年香川県条例第一号）第一条第一項各号に規定す

る県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで配布する。

なお、郵送を希望する場合には、六の3の場所あてに十二月九日（金曜日）午後5時必着で、表に「香川県満濃池森林公園指定管理者募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（定形外角型二号A四判用、あて先明記、切手二百四十円貼付）を同封の上、請求すること。また、香川県ホームページ（<http://www.pref.kagawa.jp/jinji/shitei/>）からも入手することができる。

2 現地説明会の日時及び場所
平成十七年十一月十日（木曜日） 午後一時三十分 香川県満濃池森林公園森林学

習展示館学習室

3 指定管理者の指定方法
申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者選定委員会による一次審査

（書類）及び二次審査（プレゼンテーション）を実施し、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

4 その他 詳細は、募集要項による。

香川県公告第六十号

さぬきこともの国条例（平成七年香川県条例第一号）第四条第一項に規定する指定管理者を次のとおり募集する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 対象施設

1 名称 さぬきこともの国（以下「こともの国」という。）

2 所在地

香川県香川郡香川町及び香南町並びに綾歌郡綾上町及び綾南町の区域にわたる地区

二 管理の基準

1 関係法令及び条例等を遵守し、適正にこともの国の運営を行うこと。

2 利用者側に立った質の高いサービスを提供すること。

3 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

4 業務を一括して第三者へ委託しないこと。

5 業務に関連して取得した個人情報適切に取り扱うこと。

6 業務に関連して知り得た秘密を守ること。

7 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。

8 文書の管理・保存を適切に行うこと。

三 業務の内容

1 こども国の施設等の維持管理及び修繕に関する業務

2 こども国の施設の利用の許可等に関する業務

3 こども国の施設の利用に係る利用料金の收受業務

4 その他こども国の管理運営に必要な業務

四 指定予定期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで（五年間）

五 申請資格等

法人その他の団体であることその他の募集要項に記載した申請資格及び申請条件を満たすこととする。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

六 申請方法

1 提出書類

指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

2 申請書類の受付期間 平成十七年十二月五日（月曜日）から同月九日（金曜日）までの午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送の場合は、平成十七年十二月九日（金曜日）午後五時必着とする。

3 提出先及び問い合わせ先 郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目

一番一〇号 香川県健康福祉部子育て支援課（県庁本館一七階） 総務・少子化グル

ープ 電話番号 〇八七 八三一 三二八七

七 その他

1 募集要項の配布等

六の3の場所で、平成十七年十月二十八日（金曜日）から同年十二月九日（金曜日）

まで（香川県の休日を含め）平成元々香川県条例第一号（第一条第一項各号に規定する県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで配布する。

なお、郵送を希望する場合には、六の3の場所あてに平成十七年十二月九日（金曜日）午後五時必着で、表に「さぬきこども国指定管理者募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（定形外角型二号A四判用、あて先明記、切手二百四十円貼付）を同封の上、請求すること。また、香川県ホームページ（<http://www.pref.kagawa.jp/jinji/shitei/>）からも入手することができる。

2 現地説明会の日時及び場所

平成十七年十一月四日（金曜日）午後一時 こども国 研修室

3 指定管理者の指定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者選定委員会による一次審査（書類）及び二次審査（プレゼンテーション）を実施し、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

4 その他 詳細は、募集要項による。

香川県公告第六百一十一号

香川県サンポート高松交流拠点施設条例（平成十五年香川県条例第二号）第四条第一項及び香川県港湾管理条例（昭和三十一年香川県条例第九号）第二十一条第一項に規定する指定管理者を次のとおり募集する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 対象施設

1 名称

国際会議場

展示場

産業振興センター（香川ビジネススターミナル）

観光情報センター（かがわプラザ）

高松シンボルタワー地下駐車場

多目的広場地下駐車場

多目的広場

大型テント広場

アート広場

玉藻地区ハーバーpromナード第一駐車場

港湾緑地第二駐車場

港湾緑地第三駐車場

右以外に高松市の施設と共同で募集する。(以下「交流拠点施設等」という。)

2 所在地

香川県高松市サンポート

二 管理の基準

- 1 関係法令及び条例等を遵守し、適正に交流拠点施設等の運営を行うこと。
- 2 業務を一括して第三者へ委託しないこと。
- 3 業務に関連して取得した個人情報適切に取り扱うこと。
- 4 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。
- 5 業務に関連して知り得た秘密を守ること。
- 6 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。
- 7 県及び高松市の環境方針に基づき、環境に配慮すること。
- 8 文書の管理・保存を適切に行うこと。

三 業務の内容

- 1 交流拠点施設等の施設の維持管理に関する業務
- 2 交流拠点施設等の施設の利用承認に関する業務
- 3 交流拠点施設等の施設の運営に関する業務
- 4 その他交流拠点施設等の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務

四 指定予定期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで(五年間)

五 申請資格等

法人又は複数の法人のグループであることその他の募集要項に記載した申請資格及び申請条件を満たすこととする。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照する

こと。

六 申請方法

1 提出書類

指定申請書、業務実施計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

2 申請書類の受付期間

平成十七年十二月七日(水曜日)から同月九日(金曜日)までに持参すること。

ただし、午前九時から午後五時までとする。(正午から午後一時の間を除く。)

3 提出先及び問い合わせ先

郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号

香川県観光交流局にぎわい創出課 交流施設グループ

電話番号 〇八七 八三二 三三八〇

七 その他

1 募集要項の配布等

次の場所において、平成十七年十月二十八日(金曜日)から同年十二月九日(金曜日)まで(香川県の休日を含め)を定める条例(平成元年香川県条例第一号)第一条第一項各号に規定する県の休日を除く)の午前九時から午後五時まで配布する。なお、香川県ホームページ(<http://www.pref.kagawa.jp/jinji/shitei/>)からも入手することができる。

(1) 香川県高松市番町四丁目一番一〇号

香川県観光交流局にぎわい創出課 交流施設グループ

香川県商工労働部産業政策課 新事業支援グループ

香川県土木部港湾課 総務・管理グループ

(2) 香川県高松市番町一丁目八番一五号

高松市都市開発部都市再開発課

高松市土木部交通安全対策課

2 現地説明会の日時及び場所

平成十七年十一月八日(火曜日) 午前九時から午後四時頃まで

香川県高松市サンポート二番一号

高松シンボルタワー タワー棟六階 かがわ国際会議場

3 指定管理者の指定方法

申請者から提出された業務実施計画書等により、指定管理者選定審査会による一次審査(書類)及び二次審査(プレゼンテーション)を実施し、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

4 その他 詳細は、募集要項による。

香川県公告第六百十二号

香川用水記念公園条例(平成九年香川県条例第三号)第二条第一項に規定する指定管理者を次のとおり募集する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 対象施設

1 名称

香川用水記念公園(以下「公園」という。)

2 所在地

香川県三豊郡財田町財田中二三五五

二 管理の基準

1 関係法令及び条例等を遵守し、適正に公園の管理を行うこと。

2 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

3 業務を一括して第三者へ委託しないこと。

4 業務に関連して取得した個人情報を適切に取り扱うこと。

5 業務に関連して知り得た秘密を守ること。

6 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。

7 文書の管理・保存を適切に行うこと。

8 公園の利用時間、休館日、利用の許可申請の手続等について、あらかじめ知事の承認を受け、適切に管理業務を行うこと。

三 業務の内容

1 公園の施設等の維持管理運営及び修繕に関する業務

2 その他公園の管理運営に必要な業務

四 指定予定期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで(五年間)

五 申請資格等

法人その他の団体であること。その他募集要項に記載した申請資格及び申請条件を満たすこととする。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

六 申請方法

1 提出書類

指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。

詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

2 申請書類の受付期間 平成十七年十一月二十八日(月曜日)から同年十二月六日(火曜日)まで(持参の場合には、香川県の休日を含め定める条例(平成元年香川県条例第一号)第一条第一項各号に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

の午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送の場合は、平成十七年十二月六日(火曜日)午後五時必着とする。

3 提出先及び問い合わせ先 郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目

一番一〇号 香川県農政水産部土地改良課(県庁本館十八階)総務グループ

電話番号 〇八七 八三二 三四三五

七 その他

1 募集要項の配布等

六の3の場所で、平成十七年十月二十八日(金曜日)から同年十二月六日(火曜日)まで(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで配布する。

なお、郵送を希望する場合には、六の3の場所あてに十二月一日(木曜日)午後五時必着で、表に「香川用水記念公園指定管理者募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒(定形外角型二号、あて先明記、切手240円貼付)を同封の上、請求すること。また、香川県ホームページ(<http://www.pref.kagawa.jp/jinji/shitei/>)からも入手することができる。

2 現地説明会の日時及び場所

平成十七年十一月八日（火曜日） 午後二時 香川用水記念公園「水の資料館」映像展示室（香川県三豊郡財田町財田中二三五五）

3 指定管理者の指定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者選定委員会による一次審査（書類）及び二次審査（プレゼンテーション）を実施し、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

4 その他 詳細は、募集要項による。

香川県公告第六百十三号

香川県都市公園条例（昭和三十九年香川県条例第二十号）第十四条の二第一項に規定する指定管理者を次のとおり募集する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 対象施設

1 名称

さぬき空港公園（以下「公園」という。）

2 所在地

香川県香川郡香南町並びに綾歌郡綾上町及び綾南町

二 管理の基準

1 関係法令及び条例等を遵守し、適正に公園の運営を行うこと。

2 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

3 業務を一括して第三者へ委託しないこと。

4 業務に関連して取得した個人情報適切に取り扱うこと。

5 業務に関連して知り得た秘密を守ること。

6 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。

7 文書の管理・保存を適切に行うこと。

8 さぬき空港公園のガラススキー場（そりゲレンデを含む。）及び駐車場について、

あらかじめ知事の承認を受けて利用時間及び利用することができない日を定め、適切

に管理業務を行うこと。

三 業務の内容

1 公園の施設等の維持管理に関する業務

2 有料公園施設に係る利用料金の收受業務

3 その他公園の管理運営に必要な業務

四 指定予定期間

平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで（三年間）

五 申請資格等

法人その他の団体であることその他の募集要項に記載した申請資格及び申請条件を満たすこととする。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

六 申請方法

1 提出書類

指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。

詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

2 申請書類の受付期間 平成十七年十二月五日（月曜日）から同月九日（金曜日）までの午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送の場合は、平成十七年十二月九日（金曜日）午後五時必着とする。

3 提出先及び問い合わせ先 郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目

一番一〇号 香川県土木部都市計画課（県庁東館五階） 都市施設整備グループ 電

話番号 〇八七 八三一 三五五八

七 その他

1 募集要項の配布等

六の3の場所で、平成十七年十月二十八日（金曜日）から同年十二月九日（金曜日）

まで（香川県の休日を除く。）平成元年香川県条例第一号（第一条第一項各号に

規定する県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで配布する。

なお、郵送を希望する場合には、六の3の場所あてに平成十七年十一月三十日（水

曜日）午後五時必着で、表に「さぬき空港公園指定管理者募集要項請求」と朱書きし、

返信用封筒（定形外角型二号A四判用、あて先明記、切手三百九十円貼付）を同封の

上、請求すること。また、香川県ホームページ
(<http://www.pref.kagawa.jp/jinji/shitei/>)からも入手することができる。

2 現地説明会の日時及び場所

平成十七年十一月八日(火曜日) 午前十時 さぬき空港公園グラススキー場管理

事務所

3 指定管理者の指定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者選定委員会による一次審査(書類)及び二次審査(プレゼンテーション)を実施し、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

4 その他 詳細は、募集要項による。

香川県公告第六百十四号

香川県営住宅条例条例(昭和三十九年香川県条例第二十四号)第三十二条第一項に規定する指定管理者を次のとおり募集する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 対象施設

1 県営住宅及び共同施設(以下「県営住宅等」という。)

2 名称及び位置

県営住宅天神前団地	高松市亀岡町
県営住宅昭和団地	扇町
県営住宅松島団地	松島町
県営住宅勅使団地	勅使町
県営住宅上天神小団地	中央町
県営住宅上天神団地	上天神町
県営住宅太田団地	太田上町
県営住宅屋島団地	高松町
県営住宅札幌団地	木太町
県営住宅一宮団地	一宮町及び寺井町

二 管理の基準

- 1 関係法令及び条例等を遵守し、適正に県営住宅等の運営を行うこと。
- 2 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- 3 業務を一括して第三者へ委託しないこと。
- 4 業務に関連して取得した個人情報を適切に取り扱うこと。
- 5 業務に関連して知り得た秘密を守ること。
- 6 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。

県営住宅高松元山団地	元山町
県営住宅木太コーポラス団地	木太町
県営住宅木太川西団地	木太町
県営住宅西春日団地	西春日町
県営住宅屋島西団地	屋島西町
県営住宅屋島東団地	高松町
県営住宅植松団地	植松町
県営住宅丸亀城東団地	丸亀市城東町
県営住宅丸亀安達団地	土器町
県営住宅丸亀塩屋団地	塩屋町
県営住宅飯山団地	飯山町東坂元
県営住宅坂出府中団地	坂出市府中町
県営住宅普通寺団地	普通寺市生野町
県営住宅常磐団地	観音寺市村黒町
県営住宅志度団地	さぬき市志度
県営住宅牟礼団地	木田郡牟礼町牟礼
県営住宅香川団地	香川郡香川町大野
県営住宅宇多津団地	綾歌郡分寺町柏原
県営住宅新宇多津団地	綾歌郡宇多津町沼ノ池
県営住宅多度津団地	仲多度郡多度津町京町

7 文書の管理・保存を適切に行うこと。

三 業務の内容

1 県営住宅等の維持管理に関する業務

2 県営住宅の入居者の募集に関する業務

3 入居者に係る申請・届出の受付、その他各種届出等の受付及び相談に関する業務

4 家賃及び駐車場使用料の現金による収納に関する業務

5 入居者からの苦情処理等その他県営住宅等の管理運営に関する業務

四 指定予定期間

平成十八年六月一日から平成二十一年三月三十一日まで（二十年十月間）

五 申請資格等

法人その他の団体であることその他の募集要項に記載した申請資格及び申請条件を満たすこととする。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

六 申請方法

1 提出書類

指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。

詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

2 申請書類の受付期間 平成十七年十二月五日（月曜日）から同月九日（金曜日）までの午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送の場合は、平成十七年十二月九日（金曜日）午後五時必着とする。

3 提出先及び問い合わせ先 郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部住宅課（県庁東館七階） 管理グループ 電話番号 〇八

七 八三二 三五八一

七 その他

1 募集要項の配布等

六の3の場所で、平成十七年十月二十八日（金曜日）から同年十二月九日（金曜日）まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第一号）第一条第一項各号に規程する県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで配布する。

なお、郵送を希望する場合には、六の3の場所あてに平成十七年十一月三十日（水

曜日）午後五時必着で、表に「県営住宅等指定管理者募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（定形外角型二号A四判用、あて先明記、切手五百八十円貼付）を同封の上請求すること。また、香川県ホームページ（<http://www.pref.kagawa.jp/jinji/shitei/>）からも入手することができる。

2 現地説明会の日時及び場所

平成十七年十一月八日（火曜日） 午後一時三十分 香川県庁本館十二階会議室

3 指定管理者の指定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者選定委員会による一次審査（書類）及び二次審査（プレゼンテーション）を実施し、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

4 その他 詳細は、募集要項による。

平成十七年十月二十八日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています